

II SIBを活用した新たな仕組みづくりについて

1. SIB活用事例の整理

- ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは、2010年（平成22年）、英国において、休眠預金をもとに開発された成果連動型報酬による社会投資スキーム。行政、民間投資家と事業実施者間で契約締結し、従来、行政が直接、事業として行ってきた社会福祉等の施策を、核心的な予防措置を実施するNPO法人等（事業実施者）に委託し、そのコストを民間方式によるファイナンスによって賄う仕組みをいう。
- “民間の資金&柔軟な発想”を活用するSIBは、子どもや低所得者への支援など、行政が抱える数多くの社会的な課題解決を図るため、世界的に注目されている投資手法（H25.6 主要8か国（G8）首脳会議等提案、H27.6.30 骨太の方針2015、まち・ひと・しごと創生基本方針2015に明記）。
- 現在、ヨーロッパ各国をはじめ、米国、オーストラリア、韓国等においても取り組みが進んでおり、その実績は、世界各地で40件以上に上る。また、日本においても、平成27年度、3つのパイロット事業を立ち上げ、SIBを巡る課題や実現可能性等について検証を実施。

((①海外における活用事例))

社会課題	行政主体	期間	事業内容	投資家	成果指標
再犯防止	●司法省(英)	●2010年9月-6年間	●職業訓練等社会復帰プログラムを実施(1年未満の軽犯受刑者3,000人)	●17の財団・篤志家等 ●500万ポンド	●退所後1年間の再犯・有罪判決率削減10%以上
	●矯正省(米) *教育省・ニューヨーク市等と連携	●2012年8月-4年間 *2015年打ち切り	●認知行動療法を利用した更生プログラム「若者行動学習体験(ABLE)」を実施(年間3,000人の未成年者)	●ゴールドマン・サックス証券(960万ドル)が融資、ブルームバーグ・フィナンソロピー財団(720万ドル)が助成	●受刑者の再犯率削減10%以上
子ども支援	●ニューサウスウェルズ州(豪)	●2013年3月-7年間	●家族から離れて施設や里親のもとで暮らす子どもを家族のもとへ戻すプログラムを実施(児童18,000人、約700家族)	●59の個人及び団体 *州政府も資金提供 ●700万豪ドル	●児童養護施設からの家庭復帰率(家族との生活12か月継続、5割以下は元本割れ)
ホームレス支援	●コミュニティ地方自治省・グレーター・ロンドン(英)	●2012年11月-4年間	●路上生活者のニーズに応じた生活支援を実施(ロンドン路上生活者831人)	●民間企業・投資家(3/4)及び1事業実施者(1/4) ●200万ポンド	●路上生活者の減少、安定した住居環境の検討、就職・職業訓練・進学等
若者就労支援	●アウグスブルグ市(独)	●2013年9月-	●若者の教育と雇用の機会拡大プログラム(ターゲット層100名)	●非営利投資家(4団体) ●68万ユーロ	●ターゲット層100名のうち20名が市内で9か月以上就業し、社会保険に加入

II SIBを活用した新たな仕組みづくりについて

2

((②日本におけるパイロット事業(例))) * 日本の場合、SIBを活用し本格実施している事例はなし。以下3件は、パイロット事業としての位置付け

社会課題	行政	実施時期	事業内容	中間支援組織	財源	成果指標
子ども支援	▶ 横須賀市	▶ H27.4	▶ 児童養護施設における新生児の特別養子縁組の推進	▶ 日本財団 ▶ 一般社団法人RCF復興支援チーム	● 約1,900万円 (日本財団による助成)	● 特別養子縁組4組 ● 日本社会事業大学(評価機関)
認知症予防	▶ 福岡市はじめ、計7市	▶ H27.7	▶ 「学習療法」による認知症高齢者の介護度改善及び認知症予防のためのプログラム「脳の健康教室」を実施し、公的コスト削減を明らかにする	▶ 日本財団 ▶ 福岡地域戦略推進協議会(福岡市等)	● 4,500万円 ▶ 経産省委託事業(半期分) ▶ 公文教育研究会が残り半期分を負担	● 行政コスト削減効果を検証 ● 慶應義塾大学SFC研究所(評価機関)
若者就労支援	▶ 尼崎市	▶ H27.7	▶ ひきこもり若者(生保受給世帯)にケースワーカー等がアウトリーチし、既存の就労支援事業へつなぐ	▶ 日本財団 ▶ 日本ファンドレイジング協会	● 約1,300万円 (日本財団による助成)	● 200名中就労6名、就労可能性向上4名 ● 武蔵大学(評価機関)

((③事例を踏まえた課題))

- 行政において、SIBの活用可能性等を検討するためには、「社会課題」、「事業成果」、「行政コスト」等について深掘りする必要がある。

視点	内容
①社会課題の存在	◇これまで取り組んできた既存事業や行政が有するスキル・ノウハウでは解決できない社会課題が横たわっているか。 ◇行政は、厳しい財政状況等により、その課題解決に向けた新規事業等を立ち上げることができる状況にないか。
②事業成果の創出	◇事業成果を達成する実施主体が存在するか。 ◇事業成果をどのレベルで設定するか(成果指標と密接に関係)。
③行政コストの削減	◇SIB活用により、従前以上の行政コストが削減できるか(又は新規事業立ち上げと比較して行政コスト削減幅が大きいか)。 ◇投資家等へ事業成果に応じた「成果報酬等(元金+配当)」を還元する予算運用手法(契約)が可能か。

II SIBを活用した新たな仕組みづくりについて

2. 具体的な事業イメージ例（大阪府の場合）

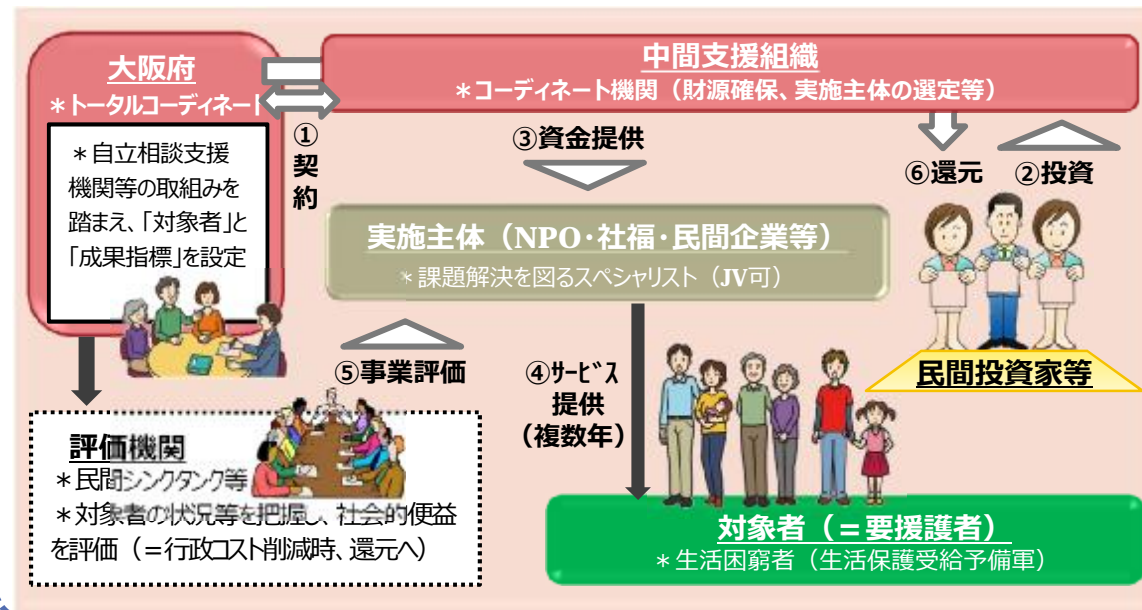
（提案）民間資金で公的事業を進める「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」を活用し、『生活困窮者の自立支援システム（大阪方式）』を構築

- 生活困窮者に対する中間的就労・職業的自立に向けた支援については、社会福祉法人等において実施、あるいは実施が予定されており、大阪はその先駆けとして取り組んでいるが、これをさらに発展させ人的・財政面を含めて社福全体、そして民間企業への取組みにつなげ、拡げていくことが課題。
- 生活困窮者に対する就労支援の充実に向け、 「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」を活用し、民間投資家や民間企業、社会福祉法人、NPO法人等、多様な主体がスクラムを組み、それぞれが有する社会資源（「専門人材」「資金」「ノウハウ」）を投入し、職業的自立の実現に向けた仕組みづくりが可能かどうか、検討を進める（～H28.3末）。

（参考）大阪府におけるSIB活用のイメージ（例）

【制度概要】 * 成果連動型報酬による社会投資スキーム

- 社会的な課題解決の手法として、従来は、「行政が税金を投じて施策を講じてきた」分野に対し、「民間の資金・ノウハウを活用」して取り組む新しいスキーム。事業成果（コスト減等）に応じてリターンあり



事業スキーム（案）

- 「生活困窮者の就労が困難」である社会課題を抱える大阪府が対象者（生活困窮者）の範囲・エリア&就労達成数等の成果指標を設定。民間投資家等からの資金集め等を行う中間支援組織等と契約を締結（①）
- 中間支援組織が民間投資家（篤志家等）から資金確保を行い、実施主体（NPO法人、社福法人（*但し、社福法上の制約有）等）へ提供（②③）
- 実施主体は、自立相談支援機関や社会福祉法人等のコーディネーター（CSW等）から要援護者の紹介を受け、就労支援プログラムを展開（④）
- * プログラム（例）：要援護者に一定期間（1か月程度）の軽作業訓練及び生活指導等を実施。軽作業に対する報酬+交通費支払い、施設内軽作業等の就職マッチングを行う
- 評価機関（大学・民間シンクタンク等）が事業評価を実施（⑤）
- 事業評価に基づき、当初設定した成果指標を上回り、行政コスト削減を達成した場合は、府が成果報酬等（元金+配当）を還元。なお、下回った場合は、還元なし（⑥）

II SIBを活用した新たな仕組みづくりについて

3. 「生活困窮者の自立支援」に向けた課題整理

- 大阪の実態（「資料1」P.9参照）をみると、「生活困窮者の自立・就労の推進」は、大阪の特徴的な社会課題。そこで、前述の具体的なイメージを実現するための課題を以下のとおり整理。
- なお、府が主体的にSIBに取り組む場合、成果指標の未達成や事業期間の期限等により、行政の継続性が損なわれるようなことのないよう、留意する必要がある。

視点	主な課題		考え方（案）
①社会課題の存在	▶ 「生活困窮者の自立支援（就労支援）」におけるSIB活用可能性		<ul style="list-style-type: none"> ● SIBが馴染む分野は以下3点全てに該当するもの ▶ ターゲット・目標設定が可能⇒（生活困窮者・就労者数増） ▶ 義務的経費のコスト削減が見込める⇒（生活保護費減） ▶ 成果の数値化・可視化⇒（就労者数・生活保護費）
	▶ SIB以外の手法における解決可能性		<ul style="list-style-type: none"> ● 類似手法として、クラウドファンディング（以下「CF」という。））による資金調達も可能 ● CFは、匿名組合契約による出資のため、出資者が見えにくく（= 企業CSRのPR効果が低い）、共感を得やすいプロジェクトでは適しているが、収益力を生まない事業には不向き
②事業成果の創出	▶ 事業スキーム構築	①協カプレイヤーの存在 [中間支援組織、投資家、実施主体（社会福祉法人等）、評価機関等]	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業遂行可能な「中間支援組織」、事業趣旨に賛同する「投資家」、効果的・効率的な就労支援プログラムに取り組む「実施主体」、SIBに精通した「評価機関」との協カ必須 ● 社会福祉法人による参画手法の検討・調整が必要（地域公益事業としての位置付け）
		②「対象者」の範囲・規模（エリア）	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪の実態に沿ったターゲッティング設定が必須 ▶ 対象者は生活困窮者（= 生活保護受給者 + 低所得世帯 + a） ▶ 支援規模（エリア）は、郡部（府管轄）のみ？ 生活困窮者の就労に意欲高い市と連携？
		③行政の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業を円滑に行うため、府は、生活困窮者の実態把握、既存事業（就労支援）等を整理するとともに、適正な成果指標等の設定に関与することが必須
		④成果指標の設定・評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会課題の解決に資する適正な指標設定及び評価方法の検討・調整が必須（③とも関連）
③行政コストの削減	▶ 行政コストの計測方法		<ul style="list-style-type: none"> ● 府は、事業実施期間や成果指標の達成状況、事務コスト等を算定することが必須
	▶ 成果に対する支払い方法		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業成果に基づいた支払い契約や複数年度に渡る予算運用等の可否の検討が必須 ● 国庫負担事業における国との調整が必要（負担割合等）